

長野県 150 周年関連事業認定要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、長野県150周年関連事業（以下「150周年関連事業」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

（認定に関する権限）

第 2 条 150周年関連事業の認定に関する一切の権限は、長野県（以下「県」という。）に属する。

（認定対象）

第 3 条 令和 8 年（2026年）内に実施される、次のいずれかに該当する事業を150周年関連事業の認定対象とする。

- (1) 県民の郷土愛を醸成する事業
- (2) 地域の魅力を発信する事業
- (3) 県の歴史、文化、自然等の地域資源を活かした事業
- (4) その他、長野県知事（以下「知事」という。）が認定するにふさわしいと認める事業

（認定事業の取扱い）

第 4 条 認定された事業では、次の内容を行うことができる。

- (1) 「長野県150周年記念」又は「長野県150周年記念事業」の冠称の使用
- (2) 長野県150周年ロゴデザインの使用
- (3) 長野県150周年特設ホームページ等、県で管理する広報媒体による事業の周知
- (4) 県が貸与する長野県150周年 P R ツールの使用

2 長野県150周年ロゴデザインの使用にあたっては、「長野県150周年ロゴデザイン使用要領」に準拠しなければならない。

（申請と認定）

第 5 条 150周年関連事業の認定を希望する場合は、事業開始の 1 か月前までに「ながの電子申請サービス（以下「電子申請」という。）」により、申請者及び対象となる事業の概要が分かる資料を添えて申請し、知事の認定を得るものとする。

2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 知事は、第 1 項の申請を受けた場合、以下の各号に該当しないことを確認し、認定することが適当であると認めるときは、その結果を遅滞なく申請者に認定通知書（様式第 1 号）により通知するものとする。なお、認定することが不適当と認める場合は、その結果を遅滞なく申請者に不認定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

- (1) 第 3 条各号の内容以外で実施されるおそれのある場合
- (2) 県の品位を傷つけるおそれ、または本事業のコンセプトに沿わない内容となるおそれのある場合

- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 営利を主目的として実施されるおそれがある場合
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものとなるおそれのある場合、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのある場合
- (7) その他、知事が不適當と認める場合

(認定内容の変更)

第6条 申請者が、認定された内容について変更しようとするときは、変更の2週間前までに電子申請により再度申請を行い、その認定を得なければならない。

(認定の取消)

第7条 知事は、認定した事業がこの要領又は認定内容に違反していると認められる場合、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消しは、認定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により取り消された者は、取消しのあった日以降、当該認定に係る事業において、第4条第1項各号に定める事項を行ってはならない。

(事業期間)

第8条 事業期間は、最大で令和7年（2025年）10月1日から令和9年（2027年）2月28日までとする。

2 原則として、令和7年（2025年）10月1日から同年12月31日までの期間は事業の事前告知、令和9年（2027年）1月1日から同年2月28日までの期間は成果物や掲出の回収等の事業整理を行う期間とする。

(事業結果の報告)

第9条 知事は、申請者に対し、認定した事業についての実施状況、実績、参考資料、成果品等の提出を求めることができる。

2 申請者は、認定された事業の主催者名、実施内容等を公表することを了承するものとする。

(経費等の負担)

第10条 県は、この要領による申請及び報告に要した経費並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 県は、第7条第1項の規定に基づき150周年関連事業の認定を取り消された者に生じる経費（回収、成果品の変更費用等）及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、150周年関連事業の認定に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、150周年関連事業の認定に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月4日から施行する。